

## 継続企業の前提に関する開示について

平成14年11月6日

日本公認会計士協会

### 1. はじめに

企業会計審議会は、平成14年1月25日付けで「監査基準の改訂に関する意見書」(以下「意見書」という。)を公表し、平成15年3月1日以後終了する事業年度に係る財務諸表から、企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提(以下「継続企業の前提」という。)に関する開示が必要となった。

これを受けて、平成14年10月18日付けで、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」等の関係府令が改正された。

意見書の前文「三 主な改訂点とその考え方」、「6 継続企業の前提について」では、企業の破綻の要因を一義的に定義することは困難であるとの考えから、継続企業の前提に影響を与える可能性がある事象や状況については、財務指標の悪化の傾向、財政破綻の可能性等というように概括的な表現を用いた上で、具体的な事象や状況について一定の例示が行われている。しかし、継続企業の前提に関しては、我が国の企業が初めてその開示を検討する項目であり、具体的にどのような場合にどのように開示すべきかについて、当面の実務において経営者がその判断に迷う場合も想定される。経営者による開示の内容については、今後実務を通じて妥当な開示の慣行が醸成されることが期待されるが、当委員会では国際的な実務慣行等を参考に、今後の継続企業の前提に関する開示実務の確立に向けての当面の開示の考え方を以下に取りまとめた。本報告に基づく開示の考え方は、証券取引法に基づく財務諸表等のみならず、商法に基づく計算書類等においても同様に適用される。

なお、従来日本では継続企業の前提に関する開示実務はなかったことから、実務慣行を斟酌することはできない。よって、各企業が継続企業の前提について、より積極的な開示を行うことを期待するものである。

### 2. 継続企業の前提に基づく財務諸表

財務諸表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されるが、当該会計基準は継続企業の前提を基礎としていると解されているため、財務諸表に計上されている資産及び負債は、将来の継続的な事業活動において回収又は返済されることが予定されている。しかし、企業は様々なリスクにさらされながら事業活動を営んでいるため、企業が将来にわたって事業活動を継続できるかどうかは、もともと不確実性を有することとなる。このため、継続企業の前提に基づき作成された財務諸表といえども、必ずしも企業が将来にわたって事業活動を継続して営みうることを保証するものではない。

### 3．継続企業の前提の評価と開示

一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成する責任は経営者にある。したがって、経営者は、財務諸表の作成に当たり、継続企業の前提が適切であるかどうかを評価することが求められる。また、経営者は、継続企業の前提に関する評価の結果、期末において、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在し、その解消又は大幅な改善に重要な不確実性が残ることにより継続企業の前提に重要な疑義が存在すると認識したときは、当該疑義に関する事項を財務諸表に注記することが必要となる。

なお、企業活動の継続が損なわれるような重要な事象又は状況が突然生起することは稀であると考えられるため、継続企業の前提に関する開示の検討に際しては、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況につながる虞のある重要な事項を幅広く検討することが必要であり、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況には至らない場合であっても、財務諸表と共に開示される書類、例えば、有価証券報告書、営業報告書等において適切に開示されることが望ましい。

### 4．継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

貸借対照表日において、単独で又は複合して継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況としては、例えば、以下のような項目が考えられる。

#### <財務指標関係>

- ・ 売上高の著しい減少
- ・ 継続的な営業損失の発生又は営業キャッシュ・フローのマイナス
- ・ 重要な営業損失、経常損失又は当期純損失の計上
- ・ 重要なマイナスの営業キャッシュ・フローの計上
- ・ 債務超過

#### <財務活動関係>

- ・ 営業債務の返済の困難性
- ・ 借入金の返済条項の不履行や履行の困難性
- ・ 社債等の償還の困難性
- ・ 新たな資金調達の困難性
- ・ 債務免除の要請
- ・ 売却を予定している重要な資産の処分の困難性
- ・ 配当優先株式に対する配当の延滞又は中止

#### <営業活動関係>

- ・ 主要な仕入先からの与信又は取引継続の拒絶
- ・ 重要な市場又は得意先の喪失
- ・ 事業活動に不可欠な重要な権利の失効
- ・ 事業活動に不可欠な人材の流出
- ・ 事業活動に不可欠な重要な資産の毀損、喪失又は処分

- ・ 法令に基づく重要な事業の制約

<その他>

- ・ 巨額な損害賠償金の負担の可能性
- ・ ブランド・イメージの著しい悪化

これらの項目の中には、単独の事象又は状況により、破産の原因たる事実の生ずる虞や、事業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができなくなることも考えられ、例えば、債務超過や借入金の契約条項の不履行のように、単独の事象又は状況、それ自体で継続企業の前提に重要な疑義が認められる場合もある。

しかし、通常これらの項目は、複数の事象又は状況が密接に関連して発生又は発現することが多いと考えられる。このため、経営者は継続企業の前提の評価の過程において、上記に例示するような項目が継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況であり、当該事象又は状況の解消又は大幅な改善に重要な不確実性が残るために、継続企業の前提に関する重要な疑義が認められるか否かを、総合的に判断する必要がある。

これらの項目はあくまで例示であり、その企業の規模や業種等により、金額的重要性や質的重要性を加味して判断すべき事項もあり、また、その企業が営む業種の特殊性等により、これらの項目と異なる財務指標を用いることが適切な場合や、異なる事象又は状況が継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる場合もある。

また、企業が個別財務諸表に加えて連結財務諸表を作成しなければならない場合には、経営者は親会社の個別財務諸表に関する継続企業の前提の評価の過程において、連結ベースの財務指標や、子会社において発生又は発現した継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況のうち親会社の継続企業の前提に重要な影響を及ぼす項目も検討する必要がある。

## 5．継続企業の前提に係る評価期間と検討の程度

継続企業の前提に関する評価は、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況を解消あるいは大幅に改善させるための経営者の対応又は経営計画（以下「経営計画等」という。）を含み、合理的な期間（少なくとも貸借対照表日の翌日から1年間）にわたり企業が事業活動を継続できるかどうかについて、入手可能なすべての情報に基づいて行うことが求められる。

この場合、検討の程度は、企業を取り巻く経済環境やその企業の財政状態等によって影響を受けることとなる。例えば、企業が利益基調であり、資金調達を容易に行い得る状況にある場合には、詳細な検討を行うことなく、合理的な期間にわたって事業活動を継続できると容易に結論付けることができるが、そのような状況にない場合には、将来における収益性や債務の返済予定に対する資金調達の実行可能性など、継続企業としての諸要因の検討が必要になる。

## 6．継続企業の前提に関する注記

継続企業の前提が適切であるかどうかを総合的に評価した結果、貸借対照表日において、単独で又は複合して継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在すると判断した場合には、当該疑義に係る事項として、以下の事項を財務諸表に注記する。

当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

継続企業の前提に関する重要な疑義が存在する旨

当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画の内容

財務諸表は継続企業を前提として作成されており、当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映していない旨

これらの注記において、単独で又は複合して継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が貸借対照表日後に解消又は大幅に改善した場合若しくは当該事象又は状況が変化した場合には、その旨及び経緯を含めて記載することが必要である。

貸借対照表日後に継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が発生し、翌事業年度以降の財政状態及び経営成績に影響する場合には、当該事象又は状況は後発事象として開示することになる。ただし、このような後発事象のうち、貸借対照表日において既に存在していた状態で、その後その状態が一層明白になったものについては、貸借対照表日において存在していた継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況として注記する必要がある。

## 7. 経営計画等の策定

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況を解消又は大幅に改善させるための経営計画等は、財務諸表作成時現在計画されており、かつ、経済合理性があると同時に実行可能性があることが必要である。

具体的な経営計画等の内容としては、例えば、借入金の契約条項の履行が困難であるという状況に対しては、資産の処分、返済条件の見直し、又は増資計画などが考えられる。また、重要な市場又は得意先の喪失については、他の同等な市場又は得意先の開拓といった計画などが考えられる。

以 上

## 付録 継続企業の前提に関する注記の参考文例

以下の文例は、経営者が、継続企業の前提が適切であるかどうかを総合的に評価した結果、貸借対照表日において、単独又は複合して継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在すると判断した場合の参考文例である。このような注記に対して、監査上の判断が行われることになる。

### 〔連結財務諸表注記 文例1〕

当グループは、当連結会計年度において、百万円の当期純損失を計上した結果、百万円の債務超過になっています。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しています。

連結財務諸表提出会社である当社は、当該状況を解消すべく、株式会社に対し 億円 の第三者割当て増資を平成 年 月を目途に計画していますが、先方からの回答期日は平成 年 月 日になっております。また、主力金融機関に対しては 億円の債務免除を要請しており、平成 年 月 日に実行される予定になっています。

連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していません。

### 〔連結財務諸表注記 文例2〕

当グループは、株式会社とフランチャイズ契約を締結しています。当連結会計年度における当該フランチャイズ契約関連の売上高は 百万円であり、売上高全体の %を占めています。しかし、期末時点では来期以降の契約更新が行われておりません。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しています。

連結財務諸表提出会社である当社は、当該状況を解消すべく、株式会社との契約更新の交渉を継続していますが、この契約更新の交渉期限は平成 年 月となっています。なお、この株式会社との交渉期限である平成 年 月以降には、株式会社の競合会社である株式会社とのフランチャイズ契約の交渉を開始する予定になっています。この新たなフランチャイズ契約の締結では、広告宣伝関連費用が前期 %増加し、また、売上高は前期比 %の減少が見込まれますが、来期の営業損益に与える影響は 百万円と予想されます。

連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していません。

〔財務諸表注記 文例3〕

当社は、前期 百万円、当期に 百万円の大幅な営業損失を計上し、また、当期には営業キャッシュ・フローも 百万円と大幅なマイナスとなっています。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しています。

当社は、当該状況を解消すべく、不採算部門の 事業からの撤退を 年 月を目途に計画しています。この計画の中では、当該事業に関わる設備を売却するとともに、早期退職制度の導入により 名の人員削減を行い、併せて全社ベースで費用の %削減を行う予定です。また、主力金融機関との間で、新たに 億円のコミットメント・ラインの設定を交渉しています。

財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映していません。